

問い合わせ先及び申請書の照会先

- 「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」（別添2）について
 → 主たる事務所を管轄する各地方厚生局管理課（北海道厚生局は医事課）へ

地方厚生局名	住 所	電話番号 ファクシミリ番号
北海道厚生局 医事課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎8階	Tel:011-709-2304 Fax:011-709-2709
東北厚生局 管理課	〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	Tel:022-206-5215 Fax:022-726-9268
関東信越厚生局 管理課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	Tel:048-740-0811 Fax:048-601-0514
東海北陸厚生局 管理課	〒461-0011 名古屋市東区白壁3丁目12-13 中産連ビル新館4階	Tel:052-979-7381 Fax:052-935-9900
近畿厚生局 管理課	〒541-8556 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館3階	Tel:06-6942-2248 Fax:06-6942-2330
中国四国厚生局 管理課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階	Tel:082-223-8262 Fax:082-223-8265
九州厚生局 管理課	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4階	Tel:092-707-1122 Fax:092-707-1126

- 「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願」（別添3）について
 → 証明の対象となる医療施設が所在する各都道府県医療法人担当へ
- 「特定医療法人の承認を受けるための申請書」について
 → （照会先）最寄りの国税局（簡易な事項は税務署）
 （提出先）納税地の所轄税務署

I-1 「(厚生労働大臣の) 証明願」

別添2「(厚生労働大臣の) 証明願」の5で「その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。」とされているが、医療施設の要件については、介護老人保健施設にかかる要件はないのか。

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」(平成15年3月31日厚生労働省告示第147号)2号イ中の「病院」、「診療所」は「医療法第1条の2第2項にいう病院又は診療所」を指しており、介護老人保健施設は含まれていません。

I-2 付表1「証明願記1及び2に係る添付書類」①

医療法人の定款において、法人が行う事業で訪問看護や居宅介護支援事業等の附帯事業を実施している場合、各事業毎に収入金額を明記させるのか。

病院会計準則第6条において、「病院事業の会計と、看護師養成事業その他の附帯事業の会計とは、それぞれ別個の会計で処理しなければならない。ただし、附帯事業の会計が著しく小規模で重要性の乏しいものについては、これを病院事業の会計に含めることができる。」とされているので、これに準じて取り扱って下さい。

I-3 付表1「証明願記1及び2に係る添付書類」②

「2 自費患者に対し請求する金額」及び「3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬額」の「同一の基準」とは、どういう意味か。請求金額が通常の診療報酬額より割増になっていたら、「同一の基準によらない」となるのか。

租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療報酬に掲げられている健康保険法等の各法令の規定により定められている算定方法で請求しており、その旨、医療法人が作成する「診療報酬規程」に明示されていることが必要です。なお、請求金額は、社会保険診療の算定方法による社会通念上、妥当な割増であれば、「同一の基準」とみなします。

I-4 付表1関係「法人事業税の確定申告書」①

医療法人等の所得金額の計算書の添付があり、その記載内容で「国保補助金」として明示されている部分について、決算書においては、医業外収益として処理されているがよろしいか。

補助金については、病院会計準則において、「特別利益」の「補助金・負担金」に

計上されるので、医業外収益には含まれないとされていたが、平成16年8月の病院会計準則の改正に伴い医業外収益に計上することとされました。

I-5 付表1関係「法人事業税の確定申告書」②

添付資料が「所得金額に関する計算書」及び「医療法人等に係る所得金額の計算書」又は「法人税の明細書別表十(六)」となっているが、これらの書類を確定申告時に作成していない場合、どうすればよいか。

確定申告を行った書類で社会保険診療分の収入金額が確認できるのであればその書類でよいか。

提出していない医療法人については、東京都主税局ウェブ・サイト (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/houjinji.html>) に掲示されている「医療法人等に係る所得金額の計算書」を作成して提出するようにして下さい。

I-6 付表1関係「診療報酬規程」

診療報酬規程とはどのようなものか。

下記参考例の規定の内容を含んだものであれば結構です。

(参考例)

診療報酬などに関する規程

第1条 医療法人〇〇〇(以下単に病院という)の診療報酬及び使用料利用料等はすべてこの規程の定むる所に依る

- (1) 医療法人 〇〇病院
- (2) 医療法人 〇〇クリニック
- (3) 医療法人 〇〇診療所 (※各施設毎に作成可)

第2条 病院の診療報酬の額は健康保険法の規定に依る療養に要する額の算定方法別表第一医科診療報酬点数表に依り算定して得た額とする。

2 保険証を持参せずまたは健康保険法の適用を受ける事のできない者(自殺未遂等)に対する診療費の算定もまた同じ。

第3条 貧困の為本人の支払額の負担が困難と認める者については事情を調査し福祉事務所民生委員等と協議の上診療費を減免する事がある。

第4条 診療報酬点数表に定めのない手数料利用料などについては次の通り定める。

1. 公害健康被害者、労災患者、予防接種による健康被害者の診療報酬は、法令等の規定に基づいて算定される額
2. 自動車事故被害者の診療報酬は、〇〇市医師会の内規による標準料金
3. 分娩料は、〇〇市医師会の内規による標準料金

4. その他、〇〇市医師会の定める内規によるもの

イ 諸証明、諸手数料

ロ 諸診断料

死亡診断料、生命保険死亡診断料、普通診断料
特別診断料、身体検査料

ハ 妊娠診断料

ニ 健康診断料

諸検査を行なった時は別に報酬点数表に定める額を加算する。

5. 精密検査

人間ドック 〇〇〇〇円

短期ドック 〇〇〇〇～〇〇〇〇円

6. 使用料、利用料

〇〇〇〇円

第5条 この規程施行に際し必要な事項は病院長が定める。

(平成〇年〇月〇日一部改正施行)

I-7 付表2関係 決算書類

証明願の添付書類として、決算書を提出させるが、必ず財産目録は必要なのか。

①財産目録の様式及び区分は、適切か、②貸借対照表の各科目に対応しているか、③財産の名称、数量及び価格は、正確に表示されているかを確認するため、提出は必要です。

I-8 付表2関係 就業規則、給与規則

証明願の添付書類として、就業規則、給与規則を添付させるが、何を検証するのか。

給与が高額である場合、算出根拠を確認する必要がある、規則に基づく給与が高額である場合には、給与規則等を改めて頂くこととなります。また、算出根拠の不明な高額な給与が支給されている場合は、給与規則等に明文化することにより、公的な運営を確保する必要があります。

I-9 定款・寄附行為①

特定医療法人モデルへの定款・寄附行為の変更は、厚生労働大臣への証明願申請前に済ましておかなければならないのか。

新たに特定医療法人にかかる厚生労働大臣の証明を申請する医療法人の定款・寄附行為変更認可に要する期間については、各都道府県、各地方厚生局の定款・寄附行為変更事務

の業務量に左右されてしまうため、証明願申請時点では、定款・寄附行為変更認可を必須とはしませんので、定款・寄附行為変更が認可されていない場合は、現行の定款・寄附行為と特定医療法人に変更しようとする定款・寄附行為案を添付すれば結構です。

しかしながら、翌年度の証明申請時点では、既に定款・寄附行為の変更認可がなされているものと思われます。

I-10 定款・寄附行為②

財団医療法人の寄附行為において、合併に関する条文が設けられていたが、特定医療法人については、合併に関する規定がない。特定医療法人になるにあたって寄附行為を変更するが、合併に関する条文は、そのまま残しておいて良いか。

残して頂いて結構です。

I-11 定款・寄附行為③

特定医療法人の定款・寄附行為例は厚生労働省の通知で例示されているが、他官庁から医療関係法令以外の法令に基づきさらに数カ所条文を追加、改定するように言われた場合どうすればよいか。

厚生労働省が例示している特定医療法人の定款・寄附行為例は特定医療法人として必要最小限記載すべき項目を例示したに過ぎないので、他官庁の指導内容についても充分勘案し、しかるべき措置をとる必要がある場合もあります。

I-12 定款・寄附行為④

特定医療法人の定款・寄附行為例において新たに「証明書等の提出」の章が加わっているが、条文を入れることが必要なのか。

「証明書等の提出」の章については、租税特別措置法施行令に規定する条文ではありませんが、特定医療法人としての手続きを定款・寄附行為に明記して頂くことを目的としており、重要な付議すべき事項になりますので、定款・寄附行為に記載する必要があります。

(参考) 特定医療法人 定款例

- ・第1項 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。
- ・第2項 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の

承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

I-13 付表3「証明願記4に係る添付書類」①

職員数の多い医療法人では、書類作成が煩雑であり、役員だけの記載でいいのではないか。

役職員全員の事業年度給与支給総額の記載をお願いします。実際に、職員の給与支給総額が3,600万円を超えている医療法人があり、職員についても確認する必要があります。

I-14 付表3「証明願記4に係る添付書類」②

決算書において、通勤手当を勘定科目「給与費」ではなく「旅費交通費」で処理している場合、付表3「証明願記4に係る添付書類」役員等の給与明細書は、通勤手当を含めた額で作成する必要があるが、これにより年間の給与総額が3,600万円を超えることとなった者がいる場合、証明書は交付されないのか。

役職員1人につき、年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超える場合は、特定医療法人の証明書の交付要件を満たさず、証明書は交付されません。

I-15 付表3「証明願記4に係る添付書類」③

通勤手当は、給与として含めるのか。年間の支給総額は3,600万円が上限となっているが、職場から自宅まで遠方の役職員ほど不利であり、税制上も非課税所得となっている。損益計算書上、旅費交通費などで計上すべきではないか。

病院会計準則では、勘定科目「旅費交通費」は「業務のための出張旅費。」と説明されています。通勤手当は勘定科目「給料」（説明「病院で直接業務に従事する役員・従業員に対する給料、手当」）で処理すべきです。

I-16 付表3「証明願記4に係る添付書類」④

役員等の給与明細書において、すべての役職員について明記させるが、決算書の損益計算書中、「給与費」、「役員報酬」の合計額と一致させるべきか。

また、都道府県所管の医療法人について、設立当初の役員については、定款に明記されているが、その後の役員変更の経緯が不明のため、直近の役員名簿を提出させる必要があるのか。

損益計算書と一致しない医療法人も存在します。理由としては未払給与、賞与引当金及び法定福利費などが考えられます。その場合は、突合表などの補足資料を添付して下さい。

また、役員名簿については、特段提出を義務付けているわけではありませんが、証明願を申請する際、併せて提出して下さい。

I-17 付表3「証明願記4に係る添付書類」⑤

役員等の給与明細書において、役付名が院長、婦長等となっており理事長、理事となっていないものがあるが、役員については理事長等の名称で記載すべきか。

出来るだけ役員については備考欄等に明記して頂くようにお願いします。

I-18 付表3「証明願記4に係る添付書類」⑥

Aが特定医療法人Bと特定医療法人Cの理事長であり、法人B、Cからそれぞれ3,600万円を越えない給与等を受けているが、合算すると3,600万円を越える場合は、申請して差し支えないか。B、Cそれぞれ特定医療法人の要件を満たさないことになるのか。

合算すると3,600万円を越える場合であっても、各法人毎に役員等の給与支給総額が3,600万円を超えない場合は、問題ありません。

(参考) 医療法Q&Aより【医療法人の理事長の兼務】

Q. 医療法上は、「理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。」(医療法第46条の3第3項)となっていますが、理事長の兼務について明確な規定が見当りませんので、その取扱いについて教えてください。

A. 医療法人は複数の医療機関の開設が可能であるのに、理事長が更に他の医療法人の理事長として医業を行わなければならない必要は通常ないものと考えられます。

そのため、特別の理由・必然性がなければ、医療法人の代表者である理事長が他の医療法人の理事長を兼ねることは認められないものと考えます。

なお、医療法人の理事長等役員が株式会社の役員を兼ねている場合で、医療法人の運営に営利企業が影響を与えるときは、役員の兼務は認められていません。

[参考]

○医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成5年2月3日総第5号・指第9号)

I-19 付表3「証明願記4に係る添付書類」⑦

特定医療法人の新規承認申請を行う場合、年度当初の時点では役員の給与支給予定総額が3,600万円を越えていたが、臨時総会で役員報酬を3,600万円を超えない額に変更議決し、証明願申請時、役員等の給与明細書が当該年度の見込額で3,600万円を越えていなければ申請して差し支えないか。この際、確認資料として、社員総会等の議事録を添付すべきか。

新規承認法人における当該事業年度の役職員の給与支給予定総額が3,600万円を超えない場合は、社員総会の議事録等を添付して申請して下さい。

I-20 付表4「証明願記6に係る添付書類」①

差額ベット割合は、病院と診療所の他に介護老人保健施設も含むのか。

病院、診療所及び介護老人保健施設の各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあっては、定員数）の30%以下でないといけません。

I-21 付表4「証明願記6に係る添付書類」②

差額ベットを1床も有していない場合の添付書類はどうなりますか。

差額ベットを1床も有していない医療法人は「特別の療養環境に係る病床の明細」も作成してないので、添付すべき書類はありません。

II-1 別添3「(都道府県知事の)証明願」

都道府県知事の証明は、政令指定都市長名や保健所長名の証明でもよいか。

別添3の証明願は都道府県知事名での証明が必要です。

II-2 付表1関係「当該医療施設に係る使用許可書」

過去の使用許可書は残っていない医療法人もいる。今までの使用許可証の写しを全て添付するのか。

記載内容にかかる使用許可書の写しは全て添付して下さい。

Ⅲ－１ その他

特定医療法人の承認の取りやめをした社団医療法人が、承認以前の定款に戻ることが可能か。評議員制度を廃止してもいいか。

評議員制度を廃止しても差し支えありません。

なお、医療法施行規則（S23. 11. 5厚生省令50）第30条の36〔持分の定めのある社団医療法人から持分の定めのない社団医療法人への移行〕や、厚生労働省医政局指導課長通知（H15. 5. 27医政指発第0527001号）「特定医療法人及び特別医療法人に関する定款等変更の取扱について」に抵触する内容の変更は認められません。

Ⅲ－２ その他

医療法人の名称を例えば特定医療法人〇〇会と名乗っていいのか。

特定医療法人の承認を受けていれば構いません。

ただし、法人の名称を変更する為には、定款・寄附行為の法人名称変更認可と登記事項である法人名称の変更登記が必要となります。